

青少年の家体験活動モデル事業業務委託に係る企画提案仕様書

この仕様書は、青少年の家体験活動モデル事業（以下「本事業」という。）の業務の内容及び履行方法について定めるものである。

本事業の実施を希望する者が企画提案書を作成する際は、募集要項及び本仕様書の定めに基づき、申請書類等を提出するものとする。

1 主な業務内容

県内の無料塾等に通う子どもたちに対し、県立青少年の家を活用した集団宿泊学習や自然体験活動の実施、無料塾との連携による学習支援、自立に役立つ講座の企画運営業務を実施する。

2 本事業の概要

(1) 委託業務名

青少年の家体験活動モデル事業

(2) 対象者

県や市町村が実施する無料塾（子育て総合支援モデル事業、沖縄県子ども健全育成事業、地域未来塾等。以下「無料塾」という。）における支援対象者（小・中学生、高校生）のうち、本事業の参加を希望する者。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成31年3月15日（金）まで

(4) 事業実施期間

平成30年9月～平成31年2月末

※ 土日・祝祭日等の休校日に合わせ、事業実施期間内に宿泊を伴う体験活動等を2回以上実施すること。

(5) 実施場所

県立青少年の家（名護、石川、糸満、玉城、宮古、石垣）

※ 青少年の家を複数組み合わせ、事業を実施することも可能とする。

(6) 予算額

委託料8,325,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

3 委託業務の内容

本事業の委託業務内容は、次の(1)から(8)までに掲げるとおりとし、各項目に関する実施方法について、企画提案を求める。

(1) 集団宿泊・体験活動

県立青少年の家への宿泊（青少年の家を拠点とした施設外への宿泊を含む。）を伴う体験活動、野外活動を安全管理に配慮のうえ、事業実施期間

中に2回以上実施すること。

提案者は、経済的な困難を抱える中で進学を志す子どもたちが、共に支え合い、自己肯定感を高める関係性の構築に繋げる機会となることを意識したプログラムを提案することとし、必要に応じて外部講師の斡旋や補助職員（青少年の家におけるボランティア経験者等）を配置のうえ、事業を実施すること。

(2) 学習支援

無料塾と連携のうえ、学習支援を行う。学習支援を行う講師は対象児童生徒が通う無料塾講師を想定しているが、講師の確保が困難な場合は、受託者が学習支援ボランティア経験者等を確保のうえ、個人の学力等に応じた支援を行うこと。

(3) 自立に役立つ講座等

将来的に社会的自立を図る上で役立つ講座を、外部講師等を活用するなどして受託期間中に1回以上実施すること。

(4) 送迎支援

対象児童生徒の実情に応じた送迎支援を行うこと。（遠方からまとまった人数の参加がある場合は、バスを貸し切り、最寄りの無料塾まで送迎する等）

(5) 対象児童生徒の決定等

無料塾や県と調整のうえ、対象児童生徒の募集を行い、本事業の対象児童生徒を決定すること。

なお、対象児童生徒が複数回、本事業に参加することも可能とする。

対象児童生徒数等は、下表を目安として実施すること。

対象人数	約30名／1回当たり ※事業内容に応じて1回当たりの人数は増減できることとする。
------	---

(6) 事業実施体制の構築

本事業を円滑に遂行するため、青少年教育、野外活動、キャンプ活動、レクリエーション等の知識・技能を有する人員を必要数確保すること。

このうち、青少年の家の管理運営に精通する者を事業総括責任者として1名配置し、事業の進捗等に関して、沖縄県や対象児童生徒が通う無料塾と綿密に連携が図れる体制を構築すること。

(7) 事業効果の検証

アンケートやその他の方法によって本事業の効果を検証する方法について提案すること。

(8) その他

その他、本事業を効果的な実施する方法があれば提案すること。

9 経費の見積

各経費は税抜き表記とし別途消費税を併記するとともに、上記委託業務の内容の実施に必要な経費を見積もること。

積算費目は次に掲げる事項について、単価や数量等を明示すること。

経費項目	内容
1 人件費	ア 事業に直接従事する者に対する専門職員や事務員の人件費 イ 社会保険料等 【参考単価】 総括責任者(専門員A : 37,200円)、その他(専門員B : 25,400円)
2 事業費	
(1)補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
(2)報償費	事業を行うために必要な謝金(学習支援を行う講師、無料塾の引率者、各種体験プログラムや自立に役立つ講座等を実施する外部講師等に対する謝金)等
(3)旅費	ア 対象児童生徒や引率者・講師等の交通費、宿泊費等(旅行社等へ再委託する場合を除く。) イ 事業を行うために必要な出張に係る経費
(4)需用費	ア 事業を行うために必要な物品の購入に要する経費 イ 事業で使用するパンフレット、事業実績報告書(県が指定する様式に基づく報告書、業務日誌、活動事例集等)の印刷製本に関する経費 ウ 対象児童生徒、引率者や外部講師等の食事・飲み物代等
(5)役務費	ア 青少年の家宿泊に伴うシーツ代 イ 対象児童生徒等の保険料 ウ 郵便料、運送代、広告等に関する経費
(6)使用料・賃借料	ア 対象児童生徒の送迎に係るバス借り上げ料 イ 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費 ウ 事業を行うために必要な会場使用料等
(7)その他 必要経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
3 再委託費	県との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる(委任又は準委任する)ために必要な経費
4 一般管理費	経費合計額から再委託費を差し引いた金額の10%以内の額 (1人件費+2事業費)×10/100以内で計上する(小数点以下切り捨て。)
5 消費税	(1人件費+2事業費+3再委託費+4一般管理費)×8/100

10 成果品

事業実績報告書（県が指定する様式に基づく報告書、業務日誌、活動事例集等）を印刷製本して提出すること。

11 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

12 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

次に掲げる業務については、企画提案者や地域の実情に応じて、再委託ができることとするが、その場合も、あらかじめ書面による県の承認を得ること。

ア 対象児童生徒等の移動に要する業務

イ その他、県が簡易と決定した業務

13 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託団体は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

14 報告及び精算

受託事業者は、平成31年3月15日（金）までに実績報告書等を提出するものとする。

15 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

16 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。